

○経済産業省令第八十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月一日

経済産業大臣 西村 康稔

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令
輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令（平成四年通商産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条 輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の	第一条 輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の

経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。 一・二 「略」 三 四―アニリノピペリジン及びその塩類 四 十三 「略」 十四 一・一―ジメチルエチル 四―アニリノピペリジン―カルボキシラート及びその塩類 十五 十七 「略」 十八 N―フェニル―N―(ピペリジン―四―イ ル)プロパンアミド及びその塩類 十九 二十五 「略」	経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。 一・二 「略」 「新設」 三 十二 「略」 「新設」 十三 十五 「略」 「新設」 十六 二十二 「略」
--	--

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和四年十一月十五日から施行する。